

# 国家公務員の 再就職等規制

～公務の公正性に対する信頼の確保のために～

国家公務員・OBは、このリーフレットに掲げる3つの行為が禁止されています。企業等の皆様においても、禁止行為の防止に御協力願います。

## 1. 他の国家公務員等の再就職の依頼等規制

現職の国家公務員は、企業等に対する他の国家公務員・OBの再就職依頼、情報提供等が禁止されています(一部例外あり)。

(誰か紹介してほしいって言っているしな...)  
OBのAさんが、次の仕事を探しているみたいですよ。【再就職させる目的で情報提供】

Bさんが退職するので待遇の良いポストないですかね？  
【再就職させる目的で情報提供依頼】

Cさんが退職するので、雇ってもらえませんか？  
【再就職の要求・依頼】



国家公務員



企業等の方

## 2. 利害関係企業等への求職活動規制

現職の国家公務員は、利害関係のある企業等に対する求職活動が禁止されています(一部例外あり)。



国家公務員

(1億円の契約をしたな...)  
3月に退職するのでどこか良いポストないですか。  
【再就職する目的で情報提供依頼】

(許認可でお世話したしな...)  
3月に退職するので雇ってくださいね。  
【再就職の要求・依頼】



利害関係企業等の方

## 3. 元の職場への働きかけ規制

再就職した国家公務員OBは、離職後2年間、元の職場への働きかけが禁止されています(一部例外あり)。



再就職した  
国家公務員OB

うちの企業への処分を軽くしてくれないか？  
【OBによる元いた職場への働きかけ】

まだ公示していない入札の情報を先に教えてくれ。  
【OBによる元いた職場への働きかけ】



国家公務員

内閣府  
Cabinet Office 再就職等監視委員会事務局

所在地：〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-3 電話：03-6268-7660~7668 (直通)  
URL：http://www5.cao.go.jp/kanshi/jouhou.html FAX：03-6268-7659

※例示した発言は、それぞれ再就職等規制違反の対象となります。  
※違反認定は、事実経過の全体の流れも踏まえて、個々の事案ごとに判断されます。

# 国家公務員の再就職等規制に関する5つの質問

## 1 企業等は、国家公務員・OBを雇用することはできないのですか。

再就職規制は、国家公務員・OBの再就職を全面的に禁止するものではありません。国家公務員・OBが企業等に再就職するに当たり、再就職規制を遵守すれば、企業等は国家公務員OBを雇用することが可能です。

## 2 国家公務員・OBの紹介を依頼した企業等も規制違反になりますか。

企業等からの依頼自体は規制されていませんが、府省による規制違反を未然に防ぐ観点から、府省に対し、国家公務員・OBの紹介を依頼しないよう、御協力いただきたいと考えています。

## 3 企業等にとって利害関係に当たるものの、高度の専門的な知識経験を持つ国家公務員を雇いたい場合には、どのような手続が必要ですか。

現職の国家公務員の求職活動については、利害関係企業等への求職活動が公務の公正性に支障が生じないと再就職等監視委員会が認めた場合には可能となり、退職後にその者を雇うことができます。なお、国家公務員OBについては、求職活動規制は適用されません。

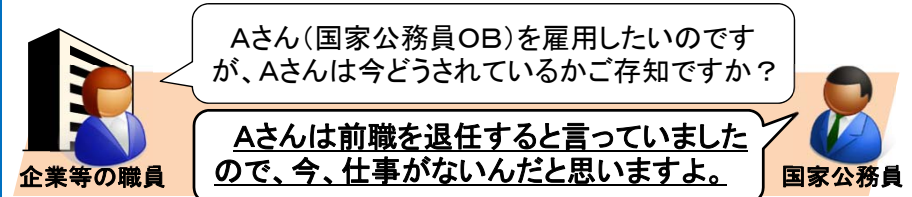
## 4 規制違反を疑う行為を見聞きした場合はどうすればよいですか。

そのような場合には、再就職等監視委員会事務局まで情報提供をお願いします(提供先は表面の下欄に記載)。なお、情報提供者の氏名等の個人情報、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」による保護対象となるとともに、「国家公務員法」による事務局職員の守秘義務により外部に漏えいすることのないよう守られています。

## 5 これまでに違反認定された事例を教えてください。

これまで認定された事例としては、企業等のポストへの就任に係る情報提供行為や情報提供依頼行為があります。(次の下線部のような趣旨の発言を違反として認定しています。)

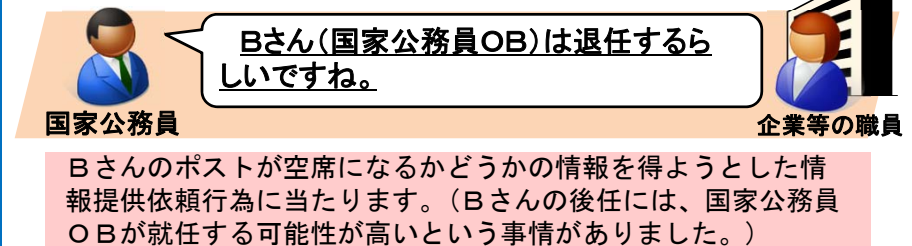
### ① 情報の提供行為 (国家公務員法106条の2)



企業等の職員: Aさん(国家公務員OB)を雇用したいのですが、Aさんは今どうされているかご存知ですか?

国家公務員: Aさんは前職を退任すると言っていましたので、今、仕事がないんだと思いますよ。

### ② 情報の提供依頼行為 (国家公務員法106条の2)



国家公務員: Bさん(国家公務員OB)は退任するらしいですね。

企業等の職員: Bさんのポストが空席になるかどうかの情報を得ようとした情報提供依頼行為に当たります。(Bさんの後任には、国家公務員OBが就任する可能性が高いという事情がありました。)

⚠️ 再就職等規制違反とまでは認定されませんが、国家公務員OBの再就職に当たり、ハローワークの形式的な利用が疑われる以下の不適切な対応が判明しています。

- ① 求人情報を非公開として広く周知しなかった一方で、特定の国家公務員OBに対しては応募を勧め、応募後面接を経て採用したものの
- ② 採用予定の役職に求められる資格・能力等に直接関係なく、特定の国家公務員OBの経歴等を踏まえた応募資格としたものの
- ③ ハローワークを通じた応募者には面接も行わずに不採用とする一方で、ハローワークを通さずに応募した特定の国家公務員OBは面接を行った上で採用したものの

⚠️ **違反認定は、事実経過の全体の流れも踏まえて、個々の事案ごとに判断されます。**